

入札説明書類

件名：霊長類医科学研究センター機械棟新設工事 一式

令和8年10月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書 1 部

②仕様書 1 部

③契約書(案) 1 部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④質疑書 1 部

⑤ご担当者連絡先 1 部

④～⑤：期限(令和8年10月14日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類 1 部

⑦誓約書 2 種

⑧保険料納付に係る申立書 1 部

⑥～⑧：期限(令和8年10月21日)までに提出すること。

⑨入札書 1 部

⑨：1 回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和8年10月22日)を厳守すること。

⑩入札書等記載要領 1 部

⑪入札辞退届 1 部

⑪：応札しない場合、令和8年10月22日までに提出すること。

⑫委任状 1 部

⑬年間委任状 1 部

⑫～⑬：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和8年10月23日)、開札会場へ持参すること。

入札説明書

「霊長類医科学研究センター機械棟新設工事 一式」に係わる入札公告（令和8年10月6日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

- (1) 契約件名 霊長類医科学研究センター機械棟新設工事 一式
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 自：契約締結日 至：令和10年3月31日
- (4) 工事場所 茨城県つくば市八幡台1-1
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター

(5) 入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 納付 ただし、利付き国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共事業履行保証証券を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度厚生労働省競争参加資格「建設工事」の建築一式のA～Bのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該業務を確実に実施出来ると認められる体制等を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。

- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- (10) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注) 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。
- (12) 過去15年以内に研究所の新築・改築工事を手掛けた実績があること。

4 提出書類等

(1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和8年10月14日(水)17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

提出先メールアドレス 筑波総務課 ando.i@nibn.go.jp
saito.hi@nibn.go.jp

(2) 競争参加資格確認書類

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(※)を令和8年10月21日(水)17時00分までに下記6(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(※)とは下記の書類である。

- ①厚生労働省令和7・8年度競争参加資格の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3(7)を証明する書類
- ④誓約書(3(3)の誓約書及び3(8)の誓約書)
- ⑤保険料納付に係る申立書(3(11)の申立書)

(3) 入札書

提出期限は令和8年10月22日(木)17時00分(郵送の場合も同様)
詳細は下記6を参照。

(4) 入札辞退届

応札しない場合、開札前日(令和8年10月22日)までに提出すること。

(5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日(令和8年10月23日)に開札会場へ持参すること。

5. 設計図面等の配布及び現地確認

(1) 設計図面等の配布及び現地確認

本入札に係る設計図面等(PDF)の受領を希望する場合は、下記の期限までに連絡す

ること。工事場所の現地確認を希望する場合も同様とするが、必ずしも希望する日程に添えない場合もあるので、注意すること。

令和8年10月21日（水） 17：00まで

2) (1) に関する連絡先

下記6 (1) の問い合わせ先に連絡すること。

6 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒305-0843

茨城県つくば市八幡台1-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター

筑波総務課

電話：029-837-2054

(2) 入札書等の提出方法

①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年10月23日開札 霊長類医科学研究センター機械棟新設工事 一式 入札書在中」と記載しなければならない。

②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和8年10月23日開札 霊長類医科学研究センター機械棟新設工事 一式 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記6の(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることはできない。

④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

①本入札説明書に示した競争参加資格のない者

②入札条件に違反した者

③入札者に求められる義務を履行しなかった者

④入札書の金額が訂正してある場合

⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合

⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。

②入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ね

ることができない。

7 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和8年10月23日(金) 10時00分

茨城県つくば市八幡台1-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター

共同利用管理棟セミナー室

(2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

霊長類医科学研究センター機械棟新設工事特記仕様書

1. 件名

霊長類医科学研究センター機械棟新設工事 一式

2. 工事の目的

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が発注する霊長類医科学研究センター機械棟新設工事（以下「新設工事」という。）である。

霊長類医科学研究センターの機械棟は、24 時間、365 日、電力、熱源等のエネルギー源を繁殖育成施設の第 1 棟、第 2 棟、サルを用いた研究施設の第 3 棟、研究本館、第 2 研究棟、第 3 研究棟へ搬送している重要な施設で、センターの心臓部となっており機械棟なくしてセンターは機能しないところである。

この機械棟は、昭和 52 年に建設され竣工から 40 年以上経過し、建物、機械設備等の老朽化が著しい。現在は故障の都度応急的な修理を行い稼働している状況であるが、修理対応部品の供給が途絶える局面に来ている。

繁殖育成施設である第 1 棟、第 2 棟では、約 900 頭のカニクイザルが飼育されており、研究に利用されるまで維持管理している。機械棟設置の機械設備等が故障し空調設備の稼働が停止した場合には、動物室の飼育環境が維持できなくなり、貴重な医学用研究資源（サル）が消失する。そのため早急な改修が必要であり、今回、新機械棟の新設工事を行うものである。

3. 工事の場所

- (1) 事業所名 霊長類医科学研究センター
- (2) 所在地 茨城県つくば市八幡台 1-1

4. 履行期限 令和 10 年 3 月 31 日（工期約 16 カ月）

5. 工事概要

- ①新設対象建築物：機械棟、1 階：中央監視室、機械室(空調)、ボイラー室
蒸気発生室、工作室、電気室他
屋上：空調室外機等
地下：ピットあり
建築面積：905.47 m²

※北西部隣接部に形質変更時要届出区域があり、掘削時に接触しない必要がある。

- ②新設対象設備：蒸気吸収冷凍機、開放式冷却塔、冷却水ポンプ、冷水ポンプ、原水ポンプ、給水ポンプ、真空給水ポンプ、還水槽、冷水ヘッダー、蒸気ヘッダー、自動軟水装置、薬液注入装置、空気調和機、中央監視装置他
- ③新設工事にあたり、関係法令上必要な調査の実施を含む。
- ④工事内容 詳細については、別紙を参照。

- (1) 共通仮設工事

- (2) 直接仮設工事
- (3) 建物基礎工事
- (4) 上屋躯体工事
- (5) 鉄骨・金物工事
- (6) 建具工事
- (7) 防水工事
- (8) 内装工事
- (9) 電気設備工事
- (10) 機械設備工事
- (11) 外構工事
- (12) その他

■共通事項

1. 適用事項

特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書 令和4年版」による。

2. 一般共通事項

○工事の着手に際し、事前調査を行った上、必要な場所に適切な仮設養生を実施すること。なお、既設工作物・設備等を汚損・損傷した場合は、速やかに担当者に申し出て工事受注者の負担で復旧すること。また、現場事務所等を設置する場合は、着手前に仮設施工計画書を提出し、担当者の承諾をもって設置すること。

○本工事施工に際し、工事内容ごとに予め施工計画書を提出し担当者の承諾を得ること。

○発生材は場外処分(当該新設工事最中の再利用は可能とする)とし、関係法令に従って適切におこなうこと。

○工事施工に当っては、低騒音・低振動型の建設機械及び工具を使用するよう努力すること。

○本工事に使用する機材等は、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。また、JIS・JAS マークの表示のない材料を使用する場合、その製造者は、次の項目を満たす証明となる資料を提出すること。

- (1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。

- (2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- (3) 安定的な供給が可能であること。
- (4) 法令等で定める許可、認可、認定または免許を取得していること。
- (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- (6) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

○調査について、国、自治体あるいはそれらから委託を受けた調査機関より、新設工事に関連し新規調査あるいは追加調査を求められた場合、実施するものとする。

○工事完成時の提出図書等は以下のとおりとする。

- ・完成図（施工図含む）
 - A 3 アルバム製本 2部
 - 作業前、作業中、作業後等の写真を添付すること。
 - C A D及びP D F両方による電子データ一式
- ・工事関連図書 一式

3. 受注者要件

過去 15 年以内に研究所の新築・改築工事を手掛けた実績があること。

4. その他の事項

- (1) 受注者は、契約書、特記仕様書等に基づき誠実に履行すること。
- (2) 新設工事で発生する運賃、撤去、据付費、処分費等の経費はすべて入札金額に含めること。
- (3) 契約書、特記仕様書等に明記なき事項については、監督職員の指示にしたがうこと。

5. 将来工事等とする工事内容

下表の変更内容については、以降、設計図書を含む全ての書類に適用させるとし、変更内容は入札金額に反映させること。

工事種別	変更内容	変更理由
外構工事	植栽は不要とする。	目的達成に十分であるため。
外構工事	発電機用オイルタンク基礎は不要とする。	将来工事とするため。
電気工事	以下の機器は不要とする。 変圧器モルト [※] （1φ3W50kVA） 変圧器モルト（3φ3W500kVA） 高圧進相コンデンサモルト [※] （6kV、100kvar） 直列リアクトルモルト [※] （6kV、100kvar 用） 高圧受変電盤 高圧コンデンサ盤	既設機械棟から新設機械棟への配電方式を低圧配線とするため。
電気工事	自家発電設備（非常用発電機）は不要とする。	将来工事とするため。
機械工事	蒸気焚吸収式冷凍機を 2 台→1 台に減とする。	将来工事とするため。
機械工事	冷却塔を 2 台→1 台に減とする。	将来工事とするため。

機械工事	蒸気ボイラーを 3 台→2 台に減とする。	将来工事とするため。
機械工事	蒸気発生器をは不要とする。	将来工事とするため。
機械工事	受水タンクを 2 基→1 基に減とする。	将来工事とするため。
機械工事	蒸気焚吸収式冷凍機の特種設計仕様を取りやめ、 複数メーカー対応可能な仕様とする。	目的達成に十分であるため。
全て	工場立会検査を不要とする。	目的達成に十分であるため。
全て	公共建築工事標準仕様とメーカー標準仕様が異なる場合は、メーカー標準仕様を適用する。	目的達成に十分であるため。

以上

1

工事名称

富長類医科学研究所センター機械棟更新その他工事（新機械棟建設）

2

工事場所

茨城県つくば市八幡台1-1

3

工事種目

・新築（改築含む）

○増築

・改修

4

法的規制

区域

※都市計画区域内
・都市計画区域外
・準都市計画区域
・その他
※都市街化区域
・市街化調整区域

用途地域

・第一種低層住居専用
・第二種低層住居専用
・第一種中高層住居専用
・第二種中高層住居専用
・第一種住居
○第二種住居
・準住居
・近隣商業
・商業
・準工業
・工業
・工業専用
・指定なし

防火地域等

・防火
・準防火
○22地区域
・路線防火
・指定なし

特別用途地区

・指定あり
○指定なし

高度地区

・第 一 種 高 度
○指定なし

その他地区

・風致
・景観
・駐車場整備
・市街地再開発事業
○研究教育施設第九地区
○敷地利根条則区域

日影規制

5mライン（5時間）
10mライン（3時間）
測定面レベル（4m）

壁面線

・指定あり（ m）
○指定なし

5

構造設計条件

重要度係数

15

主要部分の積載荷重

場所

一般

特定室（ ）

床用積載荷重（N/㎡）

風圧力

基準風速（ 34 m/sec）再現期間（ ・50年 ※100年 ・200年 ・500年）
地表面粗度区分
・Ⅰ
・Ⅱ
○Ⅲ
・Ⅳ
風洞実験の有無
・有
○無

積雪荷重

垂直積雪量
0.3 m
積雪荷重（水平面）
900 N/㎡
積雪の単位荷重（1㎡等）
30 N/㎡
多雪区域指定の有無
・有
※無

6

その他の設計条件

最大降雨量

72 mm/h
31 mm/10min

暴風環境区分

海塩区分
・海浜
・沿岸
・準沿岸
○内陸
大気汚染区分
・工業地域
・都市地域
○田園地域
・酸性雨地域
・火山、温泉

7

設計概要

容積率

基準容積率
200 %
許容容積率
200 %
建ぺい率
基準建ぺい率
60 %
許容建ぺい率
60 %
敷地面積
91,599.21㎡
都市計画道路
・有
○無

建築面積

905.47
14,653.29
15,558.76
建ぺい率
16.99 %
延べ面積
905.47(905.47)24,571.74(24,571.74)25,477.21(25,477.21)
容積率
27.82 %
単位：㎡

棟 数

（ 1 ）棟

用 途

研究所
15項
防火対象物（消防法）
RC
構造
階数（階）
1
軒 高（m）
6.0
最高高さ（m）
5.3
建築面積（㎡）
905.47
延べ面積（㎡）
905.47
容積対象面積（㎡）
905.47

8

施工地域

※一般地域
・寒冷地

9

工事範囲

※建築主体工事
○電気設備工事
○機械設備工事
・昇降機設備工事
○屋外付帯工事
・
・解体撤去工事

10

別途工事

○什器、備品（図示以外）
・

第1章 各章共通事項

項目

特記事項

※

[共通事項]
建築工事仕様書

図面、特記仕様書、現場（机上）説明書（質問回答書含む）に記載されていない事項は国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下「様仕」という）による
（注）本工事に電気設備工事、機械設備工事等が含まれる場合は各工事指定仕様書による

※

特記仕様書の適用

項目は ※ 印 及び ○印のついたものを適用する
工事概要及び特記事項は ○印のついたものを適用する
・印は適用しない
○印のつかない場合は、※印を適用する
○印と ※印のついた場合は共に適用する

※

優先順位

設計図書の優先順位は下記による
（ア）、質問回答書（イ）～（オ）までに对するもの（イ）、現場説明書（見積り（入札）要項書）（ウ）、特記仕様書（エ）、別冊の図面（オ）、「様仕」

※

単位

本仕様書の寸法数字は特記なき限り（mm）とする

※

官公署その他への届出手続き等

工事施工及び建物の使用開始（仮使用含む）に必要な書類、図面の作成、及びその関係官庁への申請手続きは、受注者の負担にて遅滞なく行うこと。但し、建築基準法第7条から第7条の4までに定められる検査に要する申請手数料は本工事に含まない

※

監督職員の承諾、検査、試験

機器、材料、施工、工事が設計図書に適合しない場合、その責は受注者にあり、それらについての施工図、工作図、製作図、見本などに対する監督職員の承諾、あるいはそれらに対する監督職員の検査又は試験は、受注者の責任を軽減するものではない

※

[工事関係図書]
工事の記録等

※報告に用いる書式 ※監督職員の指示による
・
※工事写真
「営繕工事写真撮影要領（令和5年版）」及び工事写真撮影ガイドブック（建築工事編及び解体工事編）平成30年版による

※

協合図

工事に先立ち協合図を作成し、監督職員の確認を受ける

※

[工事現場監理]
電気保安技術者

※適用する
・適用しない

※

施工条件

本工事では、次の施工条件による
○施工時間（ ）
・施工順序（ ）
○工事用車両駐車場、資材置き場：敷地内（図示）
○工事用電力、水道
工事用電力 ○敷地外より引込 ・敷地内施設利用（※有償 ・無償）
工事用水道 ・敷地外より引込 ○敷地内施設利用（※有償 ・無償）

※

施工中の安全確保

安全、衛生に関する管理は、受注者がその責任において関係法令に準拠し行うこと

※

発生材の処理等

・特別管理産業廃棄物（ ・廃石綿 ・PCB含有物 ・PCB含有シーリング）
処理方法（ ・施設管理者が保管 ・ ）
・現場において再利用を図るもの（ ・ ）
・再資源化を図るもの（ ・ ）
・引渡しを要するもの（ ・金属類等 ・ ）
・その他の発生材（ ・汚染土壌 ・転石類 ・ ）

※

[材料]
環境への配慮

石綿を含む材料は使用しないこと
※使用する材料（日本石綿協会が公表している製品）については石綿含有0%の証明書（材料証明書を含む）を受注者と製造者の連名にて提出すること

※

材料の品質等

本工事に使用する材料は、特記されたもの、又は同等以上の品質及び性能を有するものとし、同等以上の材料でJIS及びJASマーク表示のない材料及びその製造業者は、下記の事項を満たすものとする
※品質及び性能に関する試験データが整備されていること
※生産設備及び品質の管理が適切に行われていること
※安定的な供給が可能なこと
※法令等での定め、許可、認定又は免許等を取得していること
※製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
※販売、保守等の営業体制が整っていること
なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して確認を受けること
・見本施工の実施
・材質、仕上げの程度、色合、断面を決めるための実物大模型（モデルルーム、モックアップ含む）
・作成する（場所 ・棟内 ・棟外） 施工箇所（ ）
詳細は監督職員の指示による

※

支給材料

※無 ・有

※

特別な材料

「様仕」に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による

第1章 各章共通事項のつづき

項目

特記事項

※

[施工]
技能士

工事の種類
適用する技能検定の種類
・鉄筋工事
・鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
・コンクリート工事
・型枠施工
・左官
・コンクリート圧送施工
・鉄骨工事
・構造物鉄工作业
・とび
・ブロック及びALCパネル工事
・ブロック建築
・エーエルシーパネル施工
・防水工事
・防水施工（各種防水工事業に適用）
・シーリング防水工事業

※

化学物質の濃度測定

※測定する
・測定しない
○測定時期 ※竣工前1か月程度
○測定方法 ※パッシブ測定 ・アクティブ測定
○測定基準 ○室内空気中化学物質の室内濃度指針及び測定方法について（厚生労働省）
・学校環境衛生の基準（文部科学省）
・

※

[工事検査及び技術検査]
・技術検査

・本工事期間中に中間技術検査を、（ ）に（ ）回行う
ただし、工事内容によりこれに寄りが対場合は監督職員と協議するものとする

※

法定検査

受注者は法定検査（建築基準法第7条から第7条の4まで及び第18条に定められる検査、その他設計図書に定める法令上必要とされる官公庁による検査）に先立ち、事前に工事内容が、設計図書に適合していることを確認し監督職員に報告するとともに、法定検査に立会う。
尚、法定検査時に指導などで軽微な変更が生じた場合は監督職員と協議を行い、受注者の責任においては是正処置を行うこと

※

契約不適合に係る調査

※受注者は、工事目的物を発注者に引き渡した後、工事請負契約に定める契約不適合責任期間内に、発注者（発注者が監督職員に調査を委託した場合は、監督職員に読み替える）の指示に基づき工事全般について契約不適合に係る調査を行うこと
※受注者は、上記調査の実施時期及び実施要領を立案し、発注者と協議し決定する
※発注者は、必要に応じて上記調査の立会いを行う
※受注者は、調査終了後速やかに調査の結果を記録し、発注者に提出する

※

[完成図書]
完成時の提出図書

種類及び記入内容 建築図 ※「様仕」表1.7.1による ○監督職員の指示による
設備図 ※全図 ○監督職員の指示による

図書の種類

提出様式 部数等

完成図

・アルバム製本 建築 2 部 設備 2 部
※縮小アルバム製本 建築 2 部 設備 2 部
※CAD及びPDFデータ（工事関係書類電子納品要領による）
・アルバム製本 建築 2 部 設備 2 部
※縮小アルバム製本 建築 2 部 設備 2 部
※CAD及びPDFデータ（工事関係書類電子納品要領による）
・アルバム製本 建築 2 部 設備 2 部
※縮小アルバム製本 2 部 設備 2 部
※CAD及びPDFデータ（工事関係書類電子納品要領による）

施工図

・アルバム製本 建築 2 部 設備 2 部
※縮小アルバム製本 建築 2 部 設備 2 部
※CAD及びPDFデータ（工事関係書類電子納品要領による）
・アルバム製本 建築 2 部 設備 2 部
※縮小アルバム製本 2 部 設備 2 部
※CAD及びPDFデータ（工事関係書類電子納品要領による）

機器完成図

・アルバム製本 建築 2 部 設備 2 部
※縮小アルバム製本 2 部 設備 2 部
※CAD及びPDFデータ（工事関係書類電子納品要領による）

完成図の作成は受注者によるものとし、内容は「様仕」によるもののほか、監督職員の指示による

※

完成写真

※外観及び屋内主要室等、監督職員の指示する箇所（約 30 カット）を監督職員と協議し、決定した建築写真家により撮影する
※写真はキャビネサイズをタイトル入アルバム製本（ 1 部）として提出する
※写真データは監督職員の指示するファイル名、画像形式（JPEG：高画質低圧縮、キャビネサイズで400dpi）で整理し、CD-R又はDVD-Rにて提出する
※その他、監督職員の指示による

※

完成模型

※作成しない
・作成する（縮尺 1/ 材料、仕様 ）

※

保金に関する資料

○作成資料 ※「様仕」17.3（1）による ・監督職員の指示による
※提出部数 ※2部（ ・PDF、電子データ共） ・部

※

工事関係図書納品仕様

下記に基づき作成し、納品すること
※電子納品 ・「営繕工事電子納品要領（令和3年版）」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】（令和4年版）」による

第2章 仮設工事

項目

特記事項

※

[網張り、遣方、足場等]
ベンチマーク（設計基準レベル）

仮ベンチマーク（KBM）の位置
・図示による
・KBMの高さ＝（ m）
※Z0＝設計GL＝23.9m
ただし、既存幹線道路の1FLレベルを測定し、本計画建物の1FLレベルに設定すること。

※

敷地境界の復元

敷地境界を換う場合は、土地家屋調査士が敷地境界の復元を行う

※

仮囲い等

仮囲い等の種類
高さ（m）等
設置箇所
塗装仕様等
○万能鋼板
・2.0
○3.0
※図示の範囲
・敷地境界線全周
○片面単色塗装
・波型鋼板
・1.8
・
※図示の範囲
・敷地境界線全周
・監督職員指示箇所
・
・
○シートゲート
幅
※5.4
○図示
※図示による
高さ
※4.5
・
（計 箇所）

※

[仮設物]
監督職員事務所等

下記の設備等を設置する他、光熱水系、通信費、接続費、手続き料共受注者の負担とする
※設ける（○敷地内 ・敷地外） ・設けない
規模 ○10㎡程度 ・20㎡程度 ・35㎡程度 ・65㎡程度 ・100㎡程度
仕様、仕上の程度 建物 ※プレファブ、断熱仕様
部位 仕上
床 ※タイルカーペット ・
内壁・天井 ※化粧バルス ・
・休憩室 ※敷敷き
冷暖房設備 ※設ける ・設けない
下記の設備等を設置する他、光熱水系、通信費、接続費、手続き料共受注者の負担とする
・専用電話 ・専用FAX ・デジタルカメラ ・ミニキッチン ・専用便所
○机、椅子、文房具等什器備品（詳細は監督職員の指示による）

※

パソコン関連

・パソコン 台数（ ）台 各パソコンのネットワーク接続含む
（下記ソフトの利用に支障のないもので、機種、OSは監督職員の指示による）
・ソフトウェア ※ワード ※エクセル ※AUTOCAD
（ソフトのバージョンは監督職員の指示による）
○プリンタ ※A4トレイ装備 ※A3トレイ装備 ・A付対応
※モノクロ ※スキャン機能付き ※カラー
○インターネット回線 監督職員専用とし、プロバイダー手続きは受注者が行う
ブロードバンド回線を基本とし、接続については監督職員と事前に協議を行う

※

工事標示板

工事名称、建築主名、受注者名、設計者名、工事監理者名等を記入すること
取付位置、大きさ、数量は監督職員と協議の上決定のこと

※

設計監理者標示板

監督職員の指示による

※

敷地整理

図示以外の障害物の除去、既存樹木の移植、伐採は監督職員と協議により決定のこと

第3章 土工事

項目

特記事項

○

[掘削等]
埋戻し及び盛土

種別
・A種
○B種
・C種
・D種

材料
山砂の質
根切り土の中の良質土
他現場の建設発生土の中の良質土
再生コンクリート砂

工法
水締め、機器による締固め
機械による締固め
水締め、機器による締固め

○

地均し

範囲 ※建物周囲（ ・2m程度 ・ m程度）
・図示による

○

建設発生土の処理

※構外搬出（※関係法令に従い、適切に処理）
（ ・指示場所【所在地： 】に処分）
・構内処分（ ・指示場所に堆積 ・ 指示場所に敷き均し）

○

[山留め]
山留めの設置

※労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）
その他関係法令等に従い、受注者の責任において安全に設置・撤去する
工法 ※受注者の計画による ・図示（参考図）
設置箇所 ※受注者の計画による ・図示（参考図）

○

山留めの撤去

※山留めの撤去は、撤去しても安全であることを確認した後、慎重に行い、鋼材等の抜き跡は地盤の変形を防止する適切な処理を講ずる
・鋼矢板等の抜き跡処理 ・直ちに砂等で充填 ・
・山留め壁等の存置 ・全て ・図示

2024ver.03

<

第4章 地業工事										※第4章 事業工事～第7章 鉄骨工事は構造図参照										第4章 地業工事 つづき										第6章 コンクリート工事										第6章 コンクリート工事 つづき																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
項目					特記事項					項目					特記事項					項目					特記事項					項目					特記事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
[試験及び報告書]	試験杭	※位置、本数及び寸法		※図示		・本杭の施工に先立ち行う			杭の載荷試験	・種類		・鉛直載荷試験		・水平載荷試験（地盤工学会各基準による）		・位置、本数		※図示		・載荷荷重		※図示		・報告書の記載事項		※国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「敷地調査共通仕様書」による																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		※施工		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	地盤の載荷試験	・種類		※図示		・位置		※図示		・載荷荷重		※図示		・報告書の記載事項		※国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「敷地調査共通仕様書」による		・種類（方法）		※図示		・位置		※図示		・載荷荷重		※図示		・報告書の記載事項		※国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「敷地調査共通仕様書」による																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		・種類、工法、材質等		工法		備考		・PHC杭（薄心力管強度プレストレストコンクリート杭）		・セメントミルク工法		※特定埋込杭工法は図示		・PRC杭（プレストレスト鉄筋コンクリート杭）		・特定埋込杭工法		・打込み工法		・SKK400・SKK490		・SC杭（外殻鋼管付きコンクリート杭）		・打込み工法		・SKK400・SKK490		・SKK400・SKK490		・SKK400・SKK490		・SKK400・SKK490																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	材料	・性能及び曲げ性能区分（種別）、寸法、継ぎ手の箇所数等		杭径		コンクリート		厚さ		杭長		継手数		セット数		長期設計		備考		試験杭		上杭		中杭		下杭		本杭		上杭		中杭		下杭																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		・杭先端部形状		・開放形		・半開放形		・閉そく形		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	セメントミルク工法	・支持層の位置及び土質		※図示		・杭の掘入れ長さ		・1.0m程度		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		・根固め液および杭周固定液の管理試験		※「標準」4.3.4(6)（コ）による		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	特定埋込杭工法	・支持層の位置及び土質		※図示		・杭の掘入れ長さ		・1.0m程度		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		・根固め液および杭周固定液の管理試験		※「標準」4.3.4(6)（コ）による		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
継手	・杭の継手の工法		・アーク溶接継手		・無溶接工法（機械式継手）		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	・処理しない		・処理する（処理方法は切断に伴う補強方法を含め図示による）		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
[鋼杭地業]	・杭の種類（材料）、寸法、継手等		種類		杭径		厚さ		杭長		継手数		セット数		長期設計		備考		試験杭		上杭		中杭		下杭		本杭		上杭		中杭		下杭																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	・鋼材の種類		※鋼管杭（・SKK400・SKK490）		・H形鋼杭（・SKK400・SKK490M）		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
工法	・杭の掘入れ長さ		※図示		・杭の掘入れ長さ		・1.0m程度		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	・根固め液および杭周固定液の管理試験		※「標準」4.3.4(6)（コ）による		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
継手	・杭の継手の工法		・アーク溶接		・機械式継手（性能評価済）		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	・処理しない		・処理する（処理方法は切断に伴う補強方法を含め図示による）		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
[場所打ちコンクリート杭]	・杭の種類（材料）、寸法、継手等		種類		杭径		厚さ		杭長		継手数		セット数		長期設計		備考		試験杭		上杭		中杭		下杭		本杭		上杭		中杭		下杭																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	・鋼材の種類		※鋼管杭（・SKK400・SKK490）		・H形鋼杭（・SKK400・SKK490M）		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・		・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
材料、その他	・杭の掘入れ長さ		※図示		・杭の掘入れ長さ		・1.0m程度		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上		・杭の掘入れ長さ		・1.0m以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	・根固め液および杭周固定液の管理試験		※「標準」4.3.4(6)（コ）による		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示		・図示																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
鉄筋の加工及び組立	・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
コンクリート	・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
鋼管	・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示		・鉄筋の加工及び組立		※図示																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示		・鉄筋の最小かぶり厚さ		※図示																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
[砂利、砂、砂コンクリート地業等]	・砂利、砂、砂コンクリート地業等		※図示		・砂利、砂、砂コンクリート地業等		※図示		・砂利、砂、砂コンクリート地業等		※図示		・砂利、砂、砂コンクリート地業等		※図示		・砂利、砂、砂コンクリート地業等		※図示		・砂利、砂、砂コンクリート地業等		※図示		・砂利、砂、砂コンクリート地業等		※図示		・砂利、砂、砂コンクリート地業等		※図示		・砂利、砂、砂コンクリート地業等		※図示																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	・砂利、砂、砂コンクリート地業等		※図示		・砂利、砂、砂コンクリート地業等		※図示		・砂利、砂、砂コンクリート地業等		※図示		・砂利、砂、砂コンクリート地業等		※図示		・砂利、砂、砂コンクリート地業等		※図示		・砂利、砂、砂コンクリート地業等		※図示		・砂利、砂、砂コンクリート地業等		※図示		・砂利、砂、砂コンクリート地業等		※図示		・砂利、砂、砂コンクリート地業等		※図示																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
捨コンクリート地業	・捨コンクリート地業		※図示		・捨コンクリート地業		※図示		・捨コンクリート地業		※図示		・捨コンクリート地業		※図示		・捨コンクリート地業		※図示		・捨コンクリート地業		※図示		・捨コンクリート地業		※図示		・捨コンクリート地業		※図示		・捨コンクリート地業		※図示																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	・捨コンクリート地業		※図示		・捨コンクリート地業		※図示		・捨コンクリート地業		※図示		・捨コンクリート地業		※図示		・捨コンクリート地業		※図示		・捨コンクリート地業		※図示		・捨コンクリート地業		※図示		・捨コンクリート地業		※図示		・捨コンクリート地業		※図示																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
2024ver.03										第5章 鉄筋工事										[コンクリートの材料及び調査]										[コンクリートの材料]										[コンクリートの工事現場内運搬、打込み及び締固め]										[軽量コンクリート]										[寒中コンクリート]										[暑中コンクリート]										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査										材料及び調査									

第7章 鉄骨工事 つづき			第8章 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事 つづき			第9章 防水工事 つづき			第9章 防水工事 つづき							
項目		特記事項	項目		特記事項	項目		特記事項	項目		特記事項					
・高力ボルト接合] ・摩耗面の性能及び処理	・標準ボルト張力	・すべり係数試験 試験方法（ ）	・材料	種類（区分）	単位荷重（N/m ² ）	厚さ	幅	長さ	耐火性能	備考（品番）						
		外壁用			・1200 ・2000	・100	・	・	・1h	・平・（ ）						
		間仕切用			—	・100	・	・	・1h							
・締付け	・溶接作業を行う 技能資格者	・品質確認試験 ・トルク係数値試験（JIS形高力ボルト） ・導入張力確認試験（トルシア形高力ボルト）	・外壁パネル露法	・耐火圧性能	・耐火圧性能	・耐火圧性能	・耐火圧性能	・耐火圧性能	・耐火圧性能	・耐火圧性能						
		・JIS形高力ボルト本締め時ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転数、（ ）			・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能							
		・溶接技能者の技量付加試験 ※行う（AW検定協会の規定による） ・行わない 試験費用については鉄骨加工業者の負担とする。但し、AW検定協会による技量検定資格 保有者（工場、現場、代替タブ）は各種目の資格毎に試験不要とする ロボット溶接を行う場合もオペレータに関する技量付加試験とロボット溶接施工要領書の 確認を行う。ただし、AW検定協会による技量検定資格保有者は試験不要とする			・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能							
・溶接の準備	・溶接施工	・開先の形状 ・JASS 6 鉄骨工事付則5「完全溶込み溶接・部分溶込み溶接の開先標準」による ・図示（構造図） ・	・間仕切壁パネル露法	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能						
		・鋼製エンドタブの切断箇所及び範囲 ※図示 ・ ・鋼製エンドタブの切断面の仕上げ ※グラインダーにより粗さ100μmR以下及びノッチ深さ10mm以下 ・図示（構造図による） ・			・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能							
		・完全溶込み溶接 板厚が異なる場合の突合せ継手の溶接部 ・低応力高サイクル疲労を受ける部位 ※図示（構造図による） ・ ・完全溶込み溶接のスカラップの形状 ・ノンスカラップ工法 ※改良型スカラップ工法 ・エンドタブの取り扱い ・見え隠れとなる部分で疲労を考慮する必要がある部分（ ） ・見え隠りとなる部分で除去する必要がある部分（※金箇所 ） 特に意匠上重要な部分は裏金も除去するか裏金を用いない溶接工法を採用する			・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能							
・溶接部の試験	・デッキプレートの溶接	・外観試験の試験方法 ※目視、計測（全数100%） ・ ・完全溶込み溶接部の超音波試験 ・工場溶接（AOQL ・2.5% ※4.0% ） （検査水準 ※第6水準 ・ ） ・現場溶接（全数100%）	・その他（露法共通）	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能						
		・超音波探傷試験機関は当該工事の鉄骨製作工場に所属しない日本溶接協会の溶接検査認定 委員会（JW）の認定する検査会社Bクラス以上とする 又、鉄鋼加工業者の社内検査率は100%とする 検査率は鉄骨基準図（2）の特記事項にも準すること			・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能							
		・デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法 ※図示（構造図） ・全面 ・デッキプレートの接合 ※溶接抜き溶接 ・スタッド溶接 ・アークスポット溶接又は隣肉溶接			・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能							
[錆止め塗装]	・塗装の範囲	種類	規格番号	規格名称	種類	施工箇所	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能						
		・A種	・JIS K 5674	鉛・クロムフリーさび止めペイント	1種	屋内、屋外										
		・B種	・JASS 18 M-111	水系さび止めペイント	2種	屋内										
・塗装の種類	・耐火被覆の性能、品質等	・耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ※図示 ・ ・耐火被覆材の接着する面以外 塗装範囲 ※「標準」7.8.2(1)による ・	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能						
		・SRC造溶接した鋼製スリーブ内面塗装種別 ※A種 ・ ・耐火被覆材の接着する面の錆止塗装種別 ・A種 ※B種 ・耐火被覆材の接着する面以外塗装種別 ※「標準」18.3.2による ・									・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	
		・耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ※図示 ・ ・耐火被覆材の接着する面以外 塗装範囲 ※「標準」7.8.2(1)による ・									・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	
[工事現場施工] ・アンカーボルトの設置等	・軽量形鋼] ・施工	・構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状、寸法 ※図示（構造図） ・ ・建方用アンカーボルトの保持埋込み工法 ・A種 ・B種 ・柱均しモルタルの厚さ ※図示（構造図） ・ ・柱均しモルタルの工法 ※A種 ・B種	・ボルトの接合方法 ※図示 ・	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能						
		・溶融亜鉛めっき工法] ・溶融亜鉛めっき 高力ボルト接合									・溶融亜鉛めっき工法] ・溶融亜鉛めっき 高力ボルト接合	・溶融亜鉛めっき工法] ・溶融亜鉛めっき 高力ボルト接合	・溶融亜鉛めっき工法] ・溶融亜鉛めっき 高力ボルト接合	・溶融亜鉛めっき工法] ・溶融亜鉛めっき 高力ボルト接合		
		・溶融亜鉛めっき工法] ・溶融亜鉛めっき 高力ボルト接合									・溶融亜鉛めっき工法] ・溶融亜鉛めっき 高力ボルト接合	・溶融亜鉛めっき工法] ・溶融亜鉛めっき 高力ボルト接合	・溶融亜鉛めっき工法] ・溶融亜鉛めっき 高力ボルト接合	・溶融亜鉛めっき工法] ・溶融亜鉛めっき 高力ボルト接合		
第8章 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事			第9章 防水工事			第9章 防水工事			第9章 防水工事							
項目		特記事項	項目		特記事項	項目		特記事項	項目		特記事項					
・増設コンクリートブロック造 ・材料	・モルタルの調査	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		耐力壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		外壁（化粧種）	・防水（W）	・防水（W）	・防水（W）	・防水（W）						・防水（W）	・防水（W）			
・鉄筋の加工及び組立	・ブロック積み等	・ブロックの圧縮強度区分がA（08）、B（12）、C（16）の場合「標準」8.2.3（ア）（イ）による ・	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		・各部の配筋（※図示 ・ ）										・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能
		・目地仕上（ ・押し目地仕上 ・化粧無目地仕上 ）										・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能
・モルタル及びコンクリートの充填	・コンクリートブロックの充填	・まぐさを受ける開口部両側のブロックのコンクリート充填範囲（※図示 ・ ）	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		・耐火性能										・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	
		・耐火性能										・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	・普通	・普通	・普通						・普通	・普通			
		地下二重壁、塀	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）	・防水性（W）						・防水性（W）	・防水性（W）			
・コンクリートブロックの充填	・鉄筋の加工及び組立	断面形状及び 圧縮強さによる区分	種類 （透水性）	化粧 ブロック	モジュール 呼び寸法	正味厚さ	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能	・耐火性能					
		間仕切り、外壁	空空間ブロック※C（16）	td												

第20章 ユニット及びその他の工事

つづき

項目	特記事項
・ビクチャーレール	材質 ※ アルミニウム既製品 耐荷重 kg 耐荷重表示を行う。表示位置は監督職員と協議のこと フック及びハンガーの数量 ※ φ /0.9m ※ 監督職員と協議の上決定
・映写スクリーン	操作方法 ※ 電動式 ※ 手動式（スプリング巻上式） 寸法（W×H） ※ W（ ）×H（ ） ケース ※ あり ※ なし
・アコーディオンドア	材質 形式 折り畳み幅 施工箇所 ・防炎加工ビニレレザー張り ※ 両開き ※ 片開き ※ ・
・流し台	※ 図示 ※ ステンレス製はSUS304とする ※ ・
・コンロ台	※ 図示 ※ ステンレス製はSUS304とする ※ ・
○ミニキッチン	○L=1500 ○換気扇（開口のみ）○照明付 ○IHヒーター付 ○シングルレバー混合栓 ○天井までの隙間は壁同材（不燃GB-S+不燃ビニルクロス）でふさぐこと ○LIXIL ミニキッチン同等品
・吊戸棚類	※ 図示 ※ 木切り棚付
・多目的使用内装備品	・折りたたみ式シート ・便器背もたれ ・ペーシート ・ペーチェア ・着替え台 ・オストメイト表示 ・フック ・錠
・ユニットバス	・
○ユニットシャワー	LIXIL SPB-0812LBEH同等品（照明、換気扇、サーモ水栓、耐水鏡付） 開口部額縁：100×25 硬質塩化ビ
・丸欄	・
・物干し金物	・
・郵便受け	・材質 ・形状 ・寸法
・旗竿（フラッグポール）	・材質 ※ アルミニウム製既製品 ・形状 ※ テーパー付型 ※ 同一断面型 ・高さ ※ m
・旗竿受金物	※ ステンレス製（SUS304） 既製品
・車止めポール	・材質 ※ ステンレス製既製品（ ※ ・可動式 ※ ・固定式） ・くさり内蔵型 ・鍍付 ・径、高さ（φ×H）＝ ・基礎 ※ 350×350×250H程度 無筋コンクリート
・フェンス	・ネットフェンス（H＝） ・メッシュフェンス（H＝）
・門扉	・材質 ※ ステンレス製 ※ 鋼製 ※ アルミニウム製 ※ アルミダイキャスト型 ・仕上（） ・開閉方法 ※ 手動 ※ 電動 ・転倒試験 ※ 行う ※ 行わない
・敷地境界石票	・材質 ※ 石製（ ※ 花崗岩 ※ ・） ・寸法 ※ 120×120 ※ ・コンクリートブロック既製品
○消火器	○ABC粉末消火器10型（9か所）
○消火器ボックス	○置きスタンド：ヤマトプロテック SGSEC03W1 同等品（8か所） ○SUS BOX：ヤマトプロテック B-1 同等品（1か所）
○洗面化粧台	○LIXIL FTVN-754/VP1W同等品（照明、鏡付、シングルレバー混合栓）

第21章 排水工事

項目	特記事項
○[屋外雨水排水] 材料	○排水管用材料 種類・記号 材質 規格番号 略号・呼び径 備考 ・外圧管 透心力鉄筋コンクリート管 JIS A 5372 ※ 図示 ○VP 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K6741 ※ 図示 ・VU ※ 図示 ・RS-VU ※ 図示 ・DV 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6739 ※ 図示 ・VU継手 継手 AS 38 ※ 図示 ・側溝の形状及び寸法 ※ 図示 ・透心力鉄筋コンクリート管の基礎の厚さ及び種別 ※ 図示 ○排水料の種類 種類 形状・寸法 備考 ・既製品（P〔製〕） ※ 図示 ○現場打コンクリート ※ 図示 コンクリート強度18N/m㎡ 鉄筋の種類 SD295 ○排水幹蓋の種類 名称・種類（材質） 用途・形式 適用荷重（T荷重） 備考 ・鋼鉄製マンホール蓋 ※ 完全防水防臭形 ※ 図示 ※ ボルト留め（ ※ 図示） ・防水防臭形 ・難腐防水防臭形 ・鋼鉄製格子蓋 ※ 図示 ※ ボルト留め（ ※ 図示） ○コンクリート蓋 ※ 図示 ※ 図示 ※ ボルト留め（ ※ 図示） ・化粧蓋 ※ 図示 ※ 図示 仕上（ ※ 図示） ・ステンレス製 ※ 図示 ※ 図示 つば（ ※ 図示） ※ ボルト留め（ ※ 図示） ○スチール製 ※ 図示 ※ 図示 ・側溝蓋の種類 種類（材質） 形式（メインバッチ） 形状・適用荷重（T荷重） つば 備考 ・鋼鉄製グレーチング ※ 普通目 ※ 図示 ※ 図示 ※ ボルト留め（ ※ 図示） ※ 溶止加工（ ※ 図示） ・細目 ※ 図示 ※ 図示 ※ 溶止加工（ ※ 図示） ・鋼製グレーチング ※ 普通目 ※ 図示 ※ 図示 ※ ボルト留め（ ※ 図示） ※ 溶止加工（ ※ 図示） ・細目 ※ 図示 ※ 図示 ※ 溶止加工（ ※ 図示） ・ステンレス製グレーチング ※ 普通目 ※ 図示 ※ 図示 ※ ボルト留め（ ※ 図示） ・細目 ※ 図示 ※ 図示 ※ 溶止加工（ ※ 図示） ・コンクリート製 ※ 図示・JISA5372 ※ 図示 ・FRP製 ※ UP・GF・VE ※ 図示 H（ ※ 25・ ※ 40） ・樹脂製 ※ 図示 ・メインバーのバッチ ※ 30・ ※ 35 ・現場打ちコンクリートの種別等 種別 設計基準強度 スランプ 備考 ※ 普通コンクリート ※ 18N/m㎡ ※ 15又は18cm ・現場打ちの場合の鉄筋 ※ SD295 ・凍上抑制層に用いる材料は有機物、ゴミ等を含まない以下の材料とする ・砂 ※ 砂利 ※ クラッシャーラン ※ 再生クラッシャーラン ※ 礫 ※ スラグ ・砂の粒度試験 ※ 適用する ※ 適用しない ・埋戻しに用いる材料 ※ A種 ※ B種 ※ C種 ※ D種 ・透水管 材質（ ※ 透水性コンクリート管 ※ 有孔塩化ビニル管） 寸法（ ※ 図示） ・透水管の材質、形状、寸法 ※ 図示
○施工	・現場打ち側溝及び排水溝の足掛け金物（内法600超、深さ1.2m超の場合） ・SUS製（W：400、22φ） ※ 鋼製（防錆処理済 22φ） ※ 合成樹脂被覆加工品 ・透心力鉄筋コンクリート管の基礎の厚さ、種類 ※ 図示 ○硬質ポリ塩化ビニル管 ※ 基礎の厚さ、種類 ※ 図示 ○継手 ※ 接着剤 ※ ゴム
・材料	[断きょ、縁石及び側溝]
・施工	・縁石
・材料	・縁石 ※ JIS A 5371 ※ 図示 ※ 図示 備考 ・L形側溝 ※ JIS A 5371 ※ 図示 ※ 図示 ・L形側溝 ※ JIS A 5372 ※ 図示 ※ 図示 ・U形側溝 ※ JIS A 5372 ※ 図示 ※ 図示 ・U形側溝ふた ※ JIS A 5372 ※ 図示 ※ 図示 ・地業の工法 ※ 砂利地業の厚さ ※ 100 ※ 図示

第22章 舗装工事

つづき

項目	特記事項
○[路盤] 路盤の構成及び仕上り	○路盤の構成 ※ 路床土及び凍上抑制層又はフィルター層 ※ 図示 ・凍上抑制層（寒冷地域に適用） 厚さ ※ 図示 材料 ※ 砂 ※ 火山灰、火山礫 ※ 切込砂利 ・フィルター層（透水性舗装に適用）厚さ 車道部 ※ 図示 歩道部 ※ 図示 ・路床安定処理 ※ 適用する（工法 ※ 図示 ※ ・） ・盛土の材料及び工法 ※ A種 ※ B種 ※ C種 ※ D種 ・路床安定処理材 ※ ポルトランドセメント（JIS R 5210）・高炉セメントB種（JIS R 5211） ・フライアッシュセメントB種（JIS R 5213）・生石灰特号（JIS R 9001） ・生石灰1号（JIS R 9001） ※ 消石灰特号（JIS R 9001） ・消石灰1号（JIS R 9001） ・添加材料による路床安定処理（CBR値 ※ 図示 ※ ・） ・路床土の支持力比（CBR）試験 ・路床締固め度の試験（埋戻し及び盛土部は原則試験を行う） ・現場CBR試験 ・砂の粒度試験
○材料	[砂利敷き] ○材料
・材料	[その他] ・その他の舗装等
・その他	・

第23章 植栽及び屋上緑化工事

項目	特記事項
○[共通事項] 植栽地の確認等	※ 植栽地の排水性（透水性）及び土壌硬度の確認 ・土壌の水素イオン濃度指数（pH）及び電気伝導度（EC）等の試験
○[植栽基盤] 植栽基盤一般	種類 整備工法 有効土層整備面積 土壌改良材 整備工法の種別 ・高木 ※

第1章 各章共通事項

項目

特記事項

〔共通事項〕

建築工事仕様書

図面、特記仕様書、現場（机上）説明書（質問回答書含む）に記載されていない事項は国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下「標準」という）による
民間（七会）適合協定工事請負契約約款を用いる工事請負契約においては標準仕様書は一般社団法人公共建築協会編集・発行の「民間（七会）適合協定工事請負契約約款に適合した工事共通仕様書（令和5年版）」を適用する
（注）本工事に電気設備工事、機械設備工事等が含まれる場合は各工事指定仕様書による

特記仕様書の適用

項目は 印 及び 印のついたものを適用する
工事概要及び特記事項は 印のついたものを適用する ・印は適用しない
印のつかない場合は、印を適用する
印と 印のついた場合は共に適用する

優先順位

設計図書の優先順位は下記による
（ア）、質問回答書（イ）～（オ）までに付するもの（イ）、現場説明書（見知り（入札）要項書）（ウ）、特記仕様書（エ）、別冊の図面（オ）、「標準」

単位

本仕様書の寸法数字は特記なき限り（mm）とする

官公署その他への届出手続等

工事施工及び建物の使用開始（仮使用含む）に必要な書類、図面の作成、及びその関係官庁への申請手続は、受注者の負担にて遅滞なく行うこと。但し、建築基準法第7条から第7条の4までに定められる検査に要する申請手数料は本工事に含まない

監督職員の承諾、検査、試験

機器、材料、施工、工事が設計図書に適合しない場合、その責は受注者にあり、それらについての施工図、工作図、製作図、見本などに対する監督職員の承諾、あるいはそれらに対する監督職員の検査又は試験は、受注者の責任を軽減するものではない
施工に用いられ、又は工事事目的に組み込まれた製品の欠陥又はこれに類する原因による品質上、性能上、安全上の不具合がある場合、その責は受注者にあり、当該部分についての施工図、工作図、製作図、見本などに対する監督職員の承諾、あるいはそれらに対する監督職員の検査又は試験は、受注者の責任を軽減するものではない

第4章 地業工事

項目

特記事項

〔試験及び報告書〕

試験杭

※位置、本数及び寸法 図示
※施工 ・本杭の施工に先立ち行う ・

〔既設コンクリート杭地業〕

一般事項

○種類、工法、材質等
杭の種類 工法 備考
○PHC杭（圧力高強度プレストレストコンクリート杭） ・セメントミルク工法 ※特定埋込杭工法は図示
・PRC杭（プレストレスト鉄筋コンクリート杭） ※特定埋込杭工法
○SC杭（外殻鋼管付きコンクリート杭） ・打込み工法 ・SKK400○SKK490 ・

○材料

構造図による

・性能及び曲げ性能区分（種類）、寸法、継ぎ手の箇所数等
試験杭 上杭 中杭 下杭 本杭 上杭 中杭 下杭
・杭先端部形状 ・開放形 ・半開放形 ・閉そく形

○特定埋込杭工法

○支持層の位置及び土質 図示
・杭の根入れ長さ 図示 ・支持層中に1.0m以上
○杭の水平方向に位置ずれ精度 図示 ・杭径の1/4、100、傾斜1/100以下

○継手

○杭の継手の工法 ・アーク溶接継手 ○無溶接工法（機械式継手）
・処理しない ・処理する（処理方法は切断に伴う補強方法を含め図示による）

杭頭処理
〔砂利、砂、骨コンクリート地業等〕

材料

※砂利 ○再生クラッシャーラン ・切込砂利 ・切込砕石
・砂 シルト、有機物が混入しない（・山砂 ・川砂 ・砕砂 ）
※砂利地業 ※範囲（※図示 ・ ） ・材料（※得出し発泡ポリスチレン（t＝ ） ・図示
・砂地業 ・範囲（※図示 ・ ） ・厚さ（※60 ・図示 ）

○骨コンクリート地業

※範囲（※図示 ・ ） ・厚さ（※50 ・図示 m）
※材料 ※普通コンクリート（設計基準強度、18N/m㎡、スランプ15cm）

・床下防湿層

・防湿層 ※範囲（※図示 ・ ） ※材料（※ポリエチレンフィルム（t＝0.15） ・ ）
・断熱材 ・範囲（※図示 ・ ） ・材料（※得出し発泡ポリスチレン（t＝ ） ・図示）
防湿層の重ね合わせ及び基礎梁のみみみは、250程度。防湿層の位置は土間スラブ直下、骨コンクリート又は断熱材がある場合はその直下とする

第5章 鉄筋工事

項目

特記事項

〔材料〕

鉄筋

○鉄筋の種類
規格 区分 種類の記号等
○JIS G 3112 ※異形鉄筋 寸法 SD295 寸法 SD345 寸法 SD390 寸法 SD490
（鉄筋コンクリート用鉄筋） ・SR235 ・SR295
○高強度せん断補強鉄筋 寸法 図示
・PC鋼材 寸法 図示（認定品）

・溶接金網

・溶接金網の形状、網目寸法、径
種類 形状、網目寸法、径 備考
※溶接金網 寸法 100×100.6φ ・ 保護コンクリート用
・鉄筋格子 寸法 図示

〔加工及び組立〕

加工

・鉄筋の折曲び形状及び寸法 ・90°未満の折曲びの内法直径 図示 ・

○ 継手及び定着

※鉄筋の継手
種類 適用径 施工箇所等
※重ね継手 ○D16以下 ○ガス圧接箇所以外
※ガス圧接継手 ○D19以上 ・D22以上 ・D25以上 ○柱筋 ○梁筋
・機械式継手 ・
・溶接継手 ※D16以下は重ねアーク溶接とする
※鉄筋の継手位置 図示（構造図）
※柱及び梁の主筋、耐力壁の鉄筋の重ね継手 ※「標準」5.3.4（3）（ア）による ・図示（構造図）
※組立工法等で柱及び梁の主筋の内隣り合う継手を同一箇所に出せる場合 ○図示（構造図）
※溶接継手において、隣り合う継手の位置をいも継手とする場合、認定条件の上、監督職員の確認を受けること
※溶接技術者の技能確認試験を行うこと
※鉄筋の定着 ○定着長さ（※図示 ・ ）
○折曲び定着の方法 図示 ・
・機械式定着工法 ・適用箇所、種類（※図示 ・ ）
・機械式継ぎ手・定着工法においては以下を原則とし設計者・監理者の確認を受けること
・グラウト、モルタルなどの充填方式を要する
・製造過程で鉄筋母材に加熱しない
・施工時の品質管理が目視にて可能であること
○鉄筋、溶接金網の最小かぶり厚さ 図示（構造図）
○各部の配筋 図示（構造図による） ・
○ガス圧接 圧接完了後の圧接部の試験
※外観試験及び超音波探傷試験（外観試験はすべての圧接部を対象とする）
・外観試験及び引張試験（行政指導による）
・引張試験の方法 ※「標準」5.4.10（イ）（b）①～④による
〔その他〕
○補強 ○壁開口部 図示による ・
○気密遮断 図示による ○既製品（日本建築センター評価同等品、補強計算書を提出の上、監督職員の確認を受けること）

第6章 コンクリート工事

項目

特記事項

〔コンクリートの種類及び品質〕

コンクリートの種類

○コンクリートの類別 ※Ⅰ類 ・Ⅱ類
○気乾単位容積質量種類 ※普通コンクリート ・軽量コンクリート
・建築基準法37条第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたコンクリート
※適用箇所 図示（構造図による） ・

コンクリートの強度
ワーカビリティ及びスランプ

※普通コンクリート
施工箇所 設計基準強度（Fc）（N/mm²） スランプ
基礎、基礎梁、耐圧スラブ 18・21○24・27・30・ 15・18
1FL床より上の躯体 21○24・27・30・36 15○18
機械基礎 21※24・27・30・36 15※18
18・21※24・27・30 15・18
・気乾単位容積質量 2.3t/m³程度
（放射線遮蔽性能を要する場合はその性能に対応した質量とする）

○ 構造体コンクリートの仕上り

コンクリート表面の仕上り状態
○柱、梁、壁、軒天等合板せき板を用いるコンクリート打放し仕上げ及び仕上りの平たんさの種類
施工箇所 仕上り種類 平たんさの種類 適用部位の下地・仕上げの目安
○図示 ・A種 化粧打放し、塗装、壁紙、接着タイル張り等
○図示 ○B種 仕上り塗料
○図示 ○C種 Mo下地タイル張り、Mo塗り、二重床等
○床の仕上りの平たんさの種類
施工箇所 平たんさの種類 適用部位の下地・仕上げの目安
右記適用部位による
○a種 直均し、塗布、ビニル系材料張り、直式フリーアクセスフロア等
○b種 タイルカーペット敷き、防水下地、セルフレベリング等
○c種 Mo下地タイル張り、Mo塗り、二重床等

〔コンクリートの材料及び調合〕

コンクリートの材料

○セメントの種類
※普通ポルトランドセメント
・高炉セメント A種 ※B種（適用箇所 図示（構造図による） ・ ）
・シリカセメント A種 A種 B種
・フライッシュセメント A種 ※B種（適用箇所 図示（構造図による） ・ ）
・エコセメント
○骨材
・フェロニッケルスラグ骨材 ・銅スラグ骨材 ・電気炉酸化スラグ骨材 ・再生骨材H
・普通エコセメントに使用するコンクリートの骨材 ※再生骨材H
○JIS A 5308による骨材、細骨材、砂利、砂のアルカリシリカ反応性による区分
※A ・B（監督職員の承諾を受けること）
○混和材料 混和剤（JIS A 6204） ・AE剤 ・AE減水剤 ○高性能AE減水剤
混和材 ・JIS A 6201によるフライッシュ（Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅳ類）
・JIS A 6206による高炉スラグ微粉末
・JIS A 6207によるシリカフェウム
・JIS A 6202による膨張剤
○構造体強度補正值（S） ※「標準」表6.3.2による ・
・「標準」6.3.2（イ）（f）①～④以外の混和剤の使用方法及び使用量
※監督職員に資料を提出し承諾を得る ・

○ 打置ぎ

○打置目地 位置 図示による
大きさ ○幅20×深さ20 ・

○ 型枠

○型枠一般
○外部に面するコンクリートの打増 ※25 ○20
○内部に面するコンクリートの打増 ※10 ・0
○ひび割れ誘発目地 位置、形状 図示による ・
寸法 ○幅20×深さ20 ・

○ 材料

○せき板の材料 ○合板
・金属製型枠 図示 ・
・樹脂製型枠 図示 ・
・ラス型枠（場所では基礎及び基礎梁部分） 図示
・断熱材兼用した型枠材 図示 ・
・MCR工法用シート 図示 ・

第7章 鉄骨工事

項目

特記事項

〔共通事項〕

鉄骨製作工場

○監督職員の承諾する工場
※（鉄）日本鉄骨評価センター及び（社）全国鋼構工業協会の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定めるグレード（・S ・H ○M ・R ・J）として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場
※鉄骨製作工場における施工管理技術者 ※配置する ・加工能力の確認できる文書等提出

鉄骨製作工場における施工管理技術者

〔材料〕
鋼材
※種類 図示（構造図鉄骨基準図）
・建築構造用冷間ロール成形角鋼管（注）（・BCR295 ）
・建築構造用冷間プレス成形角形鋼管（注）（・BCP235 ・BCP325 ）
・耐火鋼（FR鋼）
（注）（財）日本建築センターの審査を受けたもの（・（注）鋼材側面部規格BCP又は「冷間成形角形鋼管評価基準」（（財）日本建築センター）に準拠して、品質保証されたものを使用すること
・柱および大梁端部等の完全溶込み溶接を行う部材は、原則として高炉鋼材とする
・電炉鋼材を使用する場合は高規格電炉鋼材の規格に準じ 監督職員の確認を受けること
・厚さ40を超えるものは、TMCP鋼の材とする
※形状、寸法 図示（構造図）

○ 高力ボルト

※種類 図示（構造図鉄骨基準図）
○高力ボルトの寸法（ねじの呼び） 図示（構造図）

○ 普通ボルト

○ボルト及びナットの種類 ※「標準」表7.2.3による
○ボルトの形状、寸法（ねじの呼び） 図示（構造図）

○ アンカーボルト

○構造用アンカーボルトの種類 図示（構造図）
・ABM400 ・ABM490 ・ABM520SUS ○SS400
・ABR400 ・ABR490 ・ABR520SUS
・建方用アンカーボルトの種類 図示（構造図鉄骨基準図）
・ねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ※「標準」表7.2.3による
※形状、寸法 図示（構造図）

○ 溶接材料

溶接棒等、ガスシールドアーク溶接に使用するシールドガス以外の溶接材料 図示（構造図）

○ ターンバックル

※種類 ※建築用ターンバックルボルト ※羽子板ボルト ・図示（構造図鉄骨基準図）
※建築用ターンバックル鋼 ※割形式 ・図示（構造図鉄骨基準図）
※ねじの呼び等 図示（構造図）

・ 床構造用のデッキプレート

種類 材質 形状 寸法 耐火時間
構造床用 ・SDP1TG ・SDP2G ・溝広・溝狭 図示
合成スラブ用 ・SDP2G（Z12） ・SDP2G（Z27） ・溝広・溝狭 図示
床型枠用 ・SDP1TG ・SDP2G ・溝広・溝狭 図示
鉄筋付地型枠用 ・SGC400 ・SGCC ・溝広・溝狭 図示

○ 合板せき板 材料 ※「日本森林規格」5章コンクリート型枠用合板（・表面加工品 ・B-C ）
厚さ ※12
※種別 ・針葉樹 ・広葉樹 ・
・化粧打放し面におけるせき板の材料及び厚さ
・合板（・広葉樹・針葉樹） 厚さ（・12 ・15）表面加工品（ウレタン5回塗程度）
・杉木実型枠 寸法 幅×長さ×厚さ（ ）
・その他型枠 ・
○スリブに用いる材料の材質（規格は「標準」表6.8.1による）
・鋼管 ・硬質塩化ビニル管 ・溶融亜鉛めっき鋼板 ・つば付き鋼管 ○紙スリブ

〔軽量コンクリート〕

一般事項
種類及び品質
単位セメント量 ※320kg/m³ 以上
・340kg/m³ 以上（常時土又は水に直接接する部分）

〔寒中コンクリート〕

一般事項
適用期間 ※打込み日を含む年の日平均気温が4℃以下の期間および積算温度M91が84.0℃・Dを下回る期間（JASS 5 12節 寒中コンクリート 解説表 12.1を参考のこと）
適用期間の開始日または終了日は、該当する旬の初めまたは終わりの日とする

○ 材料及び調合

○調合管理強度及び調合強度 ※「標準」6.11.2（3）による ・積算温度を基に定める

〔暑中コンクリート〕

一般事項
適用期間 ※打込み日の日平均気温の平年値が25℃を超える期間

○ 材料及び調合

○構造体強度補正值（S） ※6N/mm²
○混和剤 ○AE減水剤遅延型Ⅰ種 ・高性能AE減水剤遅延型Ⅰ種

〔無筋コンクリート〕

一般事項
○コンクリートの種類 ※普通コンクリート ・
・Ⅰ類Ⅱ類以外のコンクリート（※図示 ・ ）

〔その他〕

その他コンクリート
・耐震スリット材 ※完全スリット耐火、遮音型（位置は図示） スリット材は専用支持材にて固定すること
○止水板 ○施工箇所（地中に面する打ち簾部に適用） 図示 ・
○種類 ※接着膨張型 ・硬質塩化ビニル製打込み型
・地下水位以下の止水対策 ・止水セパ、貫通部の閉塞処理等 図示

第24章 その他特記・追記・補足事項

項目

特記事項

※ 令第129条の2の3の事項

○建築設備（昇降機を除く）、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとする。
○屋上から突出する水櫃、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に緊結すること。又、支持構造部は建築物の構造耐力上主要な部分に緊結すること。
○煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支持を設けたものを除き、90cm以下とする。
○煙突が屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは5cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造もしくはコンクリートブロック造とすること。
○建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、風圧、土圧、水圧及び地震その他の振動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。
○建築物の部分を貫通して配管する場合において、当該貫通部分に配管スリブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
○管の損傷その他の変形により当該管に損傷が生じるおそれがある場合において、伸縮継手又は可撓継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。
○管を支持し、又は固定する場合においては、吊り金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の振動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。
○法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水櫃、煙突その他これらに類するものについては、建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。
○給湯設備は、支持構造部及び緊結金物を腐食又は腐朽のおそれがないものとする他、風圧、土圧、水圧及び地震その他の振動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とする。

No. 01 31

DEPT. 構

安本 義雄 一級建築士 大臣登録第 242990 号

構造特記仕様書

A1:1/ A3:1/

SHOWA SEKKEI 株式会社 昭和設計

安本 義雄 一級建築士 大臣登録第 242990 号

構造特記仕様書

A1:1/ A3:1/

No. 01 31

DEPT. 構

安本 義雄 一級建築士 大臣登録第 242990 号

構造特記仕様書

A1:1/ A3:1/

■ 動力設備		■ 拡声設備		■ 構内配電線路		材 料 ・ 機 器		メーカ－名																																																																																																
● 工事範囲 ● 電気方式 ● 施工方法 ● 制御盤 ● インターロック インバータ装置の規約効率 ● 監視方法 ● 瞬時停電対策	●配管 ●配線 ●機器取付調整 ○空配管 幹線 ●三相3線式200V 分岐 ●三相3線式200V ●全金属配線 ●ケーブル配線 ●合成樹脂管配線 単位ユニットの電圧計は負荷端子の手前に接続する。 制御回路に用いる変圧器は絶縁変圧器とする。 自動火災報知設備の受信機、連動制御装置及びガス漏れ火災警報受信機と連動して空調機を停止させる。 三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率は、次表の値以上とする。 <table><tr><td>電動機出力(kW)</td><td>8.4</td><td>47.5</td><td>15</td><td>22</td><td>37</td><td>55</td><td>75</td><td>11</td><td>15</td><td>18.5</td><td>22</td><td>30</td><td>37</td><td>45</td></tr><tr><td>インバータ効率(%)</td><td>85.0</td><td>87.0</td><td>88.5</td><td>89.5</td><td>90.0</td><td>90.5</td><td>91.0</td><td>91.5</td><td>92.0</td><td>92.5</td><td>93.0</td><td>93.5</td><td>94.0</td><td>94.5</td></tr></table> (備考) (1) 電動機の供給電圧は100V又は200Vとする。 (2) インバータ効率は、100%負荷時の値とする。 ●インバータは力率改善用リアクトル付とする。	電動機出力(kW)	8.4	47.5	15	22	37	55	75	11	15	18.5	22	30	37	45	インバータ効率(%)	85.0	87.0	88.5	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0	94.5	●配管 ●配線 ●機器取付調整 ○空配管 ●全金属配線 ●ケーブル配線 ●合成樹脂管配線 用途 ○一般放送用 ●非常放送用(非常・業務兼用) 出力制御器 ●有(50 回線) ○無 付加機能 ●リモコン機能 ○コールサイン機能 ○モニター機能 ●機器仕様詳細は別記による。	●電気方式 ●施工方法 ●区分開閉器 ●マンホール及びハンドホール ●余長 ●がいし、屋外高圧ケーブル端末処理 ●避雷器 ●装柱材 ●外灯	●三相3線式(●6.6KV ●200V) ○单相3線式100/200V ●单相2線式(●100V ●200V) 線路方式 ●地中線路 ●架空線路 特記なき埋設深さは、●引込管路はGL-600以下(舗装がある場合は舗装下面-300以上) 電柱 ●遠心力プレストレストコンクリートポール 電柱 ●遠心力プレストレストコンクリートポール 高圧負荷開閉器 7.2 KV 300 A 用途 ●架空引込用 ○地中引込用 構造 ●箱中埋じん用 ○耐重塩じん用 形式 ●引外し装置付(SOG形) ○引外し装置なし ●避雷器内蔵 ●制御電源用変圧器内蔵 ●方向性保護機能あり 構造、寸法は ●標準図による。 ○図示による。 ●蓋の用途表示は(電 力)とする。 ●ケーブルが直接接触しない場合の金物は接地を省略してもよい。 ●ハンドホールにおいてもケーブル支持材を設ける。 ●高圧ケーブルは、マンホール、ハンドホール、又はキュービクル内等の 箇所では約3mの余長を確保する。 ●一般用 ○耐電用 ○重断電用	高圧・ケーブル 電線ケーブル 鋼製電線管及び附属品 合成樹脂製電線(PF管、CP管、FEP) 附属品 ケーブルラック 特高機器 高低圧配電盤 動力制御盤、電灯分電盤、警報盤、通信端子盤 高圧遮断器、高圧開閉器 保護継電器 変圧器 電力用コンデンサ 計器類 低圧電磁開閉器・接触器 低圧配線用遮断器 蓄電池及び充装置 発電装置 避雷器 中央監視盤 配線器具 照明器具 電話機器 インターホン 拡声装置 電気時計 テレビ共同受信 ITV装置 駐車場管制装置 火災報知機器 防犯機器 避雷針 昇降機 舞台照明 舞台音響 太陽光発電装置	フジクラ、古河電気工業、住電日立ケーブル、フジクラ・ダイヤケーブル、住友電気工業、昭和電線ホールディングス 同上・上記各社を代表会社とするグループ内会社 矢崎エナジーシステム、タツタ電線 パナソニック、丸一鋼管、日本パイプ製造、外山電気、東芝鋼管、摂陽工業、電成興業、ネイロス電工 緑水化学、パナソニック、矢崎エナジーシステム、クボタ、住友電気工業、古河電気工業、日動電工、日本パイプ製造、クボタ、三菱樹脂、東拓工業、西日本電線、未来工業、カナフレックス・コーポレーション 摂陽工業、外山電気、ネグロス電工、パナソニック 日新電機、明電舎、三菱電機、東芝、日立製作所、富士電機、東芝 上記メーカーの他 内外電機、因幡電機製作所、新愛知電機製作所、中立電機、森井電業、下平電機、別川製作所、大日製作所、かわでん、寺崎電気産業、セイリツ工業 上記メーカーの他 パナソニック、日東工業 三菱電機、日新電機、明電舎、富士電機製造、日立製作所、東芝、戸上電機製作所、エナジーサポート、 三菱電機、東芝、日立製作所、富士電機 東芝、三菱電機、日新電機、日立製作所、富士電機、明電舎、ダイヘン、利昌工業(モールドのみ) ニチコン、日新電機、パナソニック、三菱電機、東芝、指月電機製作所 三菱電機、日立製作所、東芝、富士電機、横河電機、東洋計器 三菱電機、日立製作所、富士電機、東芝、パナソニック、戸上電機製作所、安川電機、新愛知電機製作所、 三菱電機、パナソニック、日立製作所、東芝、寺崎電気産業、富士電機 GSユアサ、新神戸電機、富士電機、パナソニック 古河電池、 ヤンマー、明電舎、三菱電機、日立製作所、東芝、富士電機、神鋼電機、西芝電機、川崎重工、ダイハツ、オーハツ、クボタ、神鋼造機、三菱重工、新潟原動機 音羽電機、三菱電機、コスモシステム、デンケン パナソニック、日新電機、富士通、アズビル、森井電業、日清、横河電機、ジョンソンコントロールズ、三菱電機、日立製作所、日本電気 パナソニック、神保電業、東芝ライテック、明工社、アメリカン電機 遠藤照明、パナソニック、小泉産業、日立GEライティング、岩崎電気、山田照明 東芝ライテック、三菱電機照明、三洋電機、ヤマギワ、大光電機 日本電気、富士通、パナソニックシステムネットワークス、岩崎通信機、日立製作所、沖電気工業、 ケアコム、アイホン、パナソニック、東芝ライテック、岩崎通信機、TOA TOA、JVCケンウッド、パナソニックシステムネットワークス、東芝ライテック、日本無線 パナソニック、シズデンTIC セイコータイムシステム、沖電気工業 日立国際ハソソリューションズ、DXアンテナ、パナソニック、マスプロ電工、 TOA、パナソニックシステムネットワークス、日本ビクター、三菱電機、東芝、JVCケンウッド アマノ、三菱プレジジョン、オーテック電子、日本信号 ホーチキ、ニッタン、パナソニック、能美防災、日信防災 パナソニック、旭電機、竹中エンジニアリング、オーテック電子 大阪避雷針工業、NIPエンジニアリング、塚本避雷針工業、四興、ウエスト避雷針 三菱電機、フジテック、日本オーチスエレベータ、日立製作所、東芝エレベータ、 パナソニック、松村電気、丸茂電機、東芝ライテック パナソニックシステムネットワークス、JVCケンウッド、TOA、ヤマハ、日本無線、不二音響、ヤマハサウンドテック パナソニック、京セラソーラーコーポレーション、東芝、三菱電機、シャープ																																																																				
電動機出力(kW)	8.4	47.5	15	22	37	55	75	11	15	18.5	22	30	37	45																																																																																										
インバータ効率(%)	85.0	87.0	88.5	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0	94.5																																																																																										
■ 電灯設備		■ テレビ共同受信設備		■ 構内通信線路																																																																																																				
● 工事範囲 ● 電気方式 ● 施工方法 ● 照明制御による効果の評価 ● 照明制御装置 [2] ● 蛍光灯	●配管 ●配線 ●機器取付調整 ●空配管 幹線 ●单相3線式100/200V ○直流2線式100V 分岐 ●单相2線式200V ●单相2線式100V ●全金属配線 ●ケーブル配線 ●合成樹脂管配線 社団法人日本照明器具工業会技術資料130「照明制御装置による消費電力削減効果の評価手法」により、消費電力削減効果の評価を行い監督職員に提出する。 照明制御装置の各センサー設定は、監督職員の指示による。また、センサー設定等を附属させる。 蛍光灯照明器具の安定器回路方式及び電圧は、標準図及びJIL5004・2004「公共施設用照明器具」に指定のあるもの、図面特記があるものを除き下記による。 <table><tr><td>蛍光灯の種類</td><td>回路方式</td><td>電圧(V)</td></tr><tr><td>環形(ホーモライトを除く)</td><td>GH</td><td>100</td></tr><tr><td>直管形 15形以下</td><td>GL</td><td>100</td></tr><tr><td>2形(前南形・軌道形・電灯内蔵形 非常用照明)</td><td>GL</td><td>100</td></tr><tr><td>2形(上記以外のもの)</td><td>GH(EH)</td><td>100</td></tr><tr><td>コンパクト形 D1形、D18形、D27形</td><td>EL</td><td>100</td></tr><tr><td>H16形、H24形、H32形、H42形、P32形、P45形</td><td>PN</td><td>○100 ○200</td></tr><tr><td>[2] HF形 HF16形、HF32形、HF86形</td><td>PH</td><td>○100 ○200</td></tr></table>	蛍光灯の種類	回路方式	電圧(V)	環形(ホーモライトを除く)	GH	100	直管形 15形以下	GL	100	2形(前南形・軌道形・電灯内蔵形 非常用照明)	GL	100	2形(上記以外のもの)	GH(EH)	100	コンパクト形 D1形、D18形、D27形	EL	100	H16形、H24形、H32形、H42形、P32形、P45形	PN	○100 ○200	[2] HF形 HF16形、HF32形、HF86形	PH	○100 ○200	●配管 ●配線 ●機器取付調整 ○空配管 ●全金属配線 ●ケーブル配線 ●合成樹脂管配線 ●UHF用 ●BS用 ○AM用 ○FM用 ●110℃S用 ○CATV ●壁面取付形 ○自立形 アンテナマスト及びその支持材等は、(●鋼製溶融亜鉛メッキ仕上げ ○ステンレス製)とする。 アンテナマスト及びその支持材等は、(●鋼製溶融亜鉛メッキ仕上げ ○ステンレス製)とする。 電界強度及び面質は、電界強度を測定するのに十分な配体打ち込み完了時に、アンテナ取付予定位置及びその周辺で測定並びに面質を評価し、その記録を監督職員に速やかに提出すること。	●配管 ●配線 ●機器取付調整 ○空配管 ●全金属配線 ●ケーブル配線 ●合成樹脂管配線 ●UHF用 ●BS用 ○AM用 ○FM用 ●110℃S用 ○CATV ●壁面取付形 ○自立形 アンテナマスト及びその支持材等は、(●鋼製溶融亜鉛メッキ仕上げ ○ステンレス製)とする。 アンテナマスト及びその支持材等は、(●鋼製溶融亜鉛メッキ仕上げ ○ステンレス製)とする。 電界強度及び面質は、電界強度を測定するのに十分な配体打ち込み完了時に、アンテナ取付予定位置及びその周辺で測定並びに面質を評価し、その記録を監督職員に速やかに提出すること。	●工事範囲 ●施工方法 ●区分開閉器 ●マンホール及びハンドホール ●余長 ●がいし、屋外高圧ケーブル端末処理 ●避雷器 ●装柱材 ●外灯	●三相3線式(●6.6KV ●200V) ○单相3線式100/200V ●单相2線式(●100V ●200V) 線路方式 ●地中線路 ●架空線路 特記なき埋設深さは、●引込管路はGL-600以下(舗装がある場合は舗装下面-300以上) 電柱 ●遠心力プレストレストコンクリートポール 電柱 ●遠心力プレストレストコンクリートポール 高圧負荷開閉器 7.2 KV 300 A 用途 ●架空引込用 ○地中引込用 構造 ●箱中埋じん用 ○耐重塩じん用 形式 ●引外し装置付(SOG形) ○引外し装置なし ●避雷器内蔵 ●制御電源用変圧器内蔵 ●方向性保護機能あり 構造、寸法は ●標準図による。 ○図示による。 ●蓋の用途表示は(通 信)とする。	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書 ●調査の種類 ●調査の内容 ●測定チャンネル ●測定地点	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て(社)日本CATV技術協会の「構造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成5年4月)による。 (社)日本CATV技術協会によるものとする。 提出部数は 3 部とする。 受信写真はカラーとし、日本放送協会の技術指導印のあるものとする。 ●事前調査 ●事後調査 ●着工前後の受信状況 ●建物完成前後の障害範囲の予測 ○改善方策 局 VHF 波(CH)、東京局 UHF 波(27 CH) VHF ** 地点、UHF 4 地点	●共通仕様 ●測定時期 ●調査者 ●報告書
蛍光灯の種類	回路方式	電圧(V)																																																																																																						
環形(ホーモライトを除く)	GH	100																																																																																																						
直管形 15形以下	GL	100																																																																																																						
2形(前南形・軌道形・電灯内蔵形 非常用照明)	GL	100																																																																																																						
2形(上記以外のもの)	GH(EH)	100																																																																																																						
コンパクト形 D1形、D18形、D27形	EL	100																																																																																																						
H16形、H24形、H32形、H42形、P32形、P45形	PN	○100 ○200																																																																																																						
[2] HF形 HF16形、HF32形、HF86形	PH	○100 ○200																																																																																																						

1

工事名称

雪長類医科学センター機械棟更新その他工事（新機械棟建設）

2

工事場所

茨城県つくば市八幡台1-1

3

工事種目

・新築（改築含む）

○増築

・改修

4

法的規制

区域

※都市計画区域

※市街化区域

・市街化調整区域

・準都市計画区域

・その他

用途地域

・第一種低層住居専用

・第二種低層住居専用

・第一種中層住居専用

・第二種中層住居専用

・第一種住居

○第二種住居

・準住居

・近隣商業

・商業

・準工業

・工業

・工業専用

・指定なし

防火地域等

・防火

・準防火

○22条区域

・工業

・路線防火

・指定なし

特別用途地区

・指定あり

○指定なし

高度地区

・第 一 種 高 度

○指定なし

その他地区

・風致

・美観

・駐車場整備

・宅造成規

・土地区画整理

・臨港

・市街地再開発事業

○研究教育施設第九地区

○敷地利用条例区域

日影規制

5mライン（ 5時間）

10mライン（ 3時間）

測定面レベル（ 4m）

壁面線

・指定あり（ m）

○指定なし

5

構造設計条件

場所

一般

特定室（ ）

床用積載荷重（N/m²）

風圧力

基準風速（ 34m/sec）再現期間（ ・50年 ※100年 ・200年 ・500年）

地表面粗度区分

・I

・II

○III

・IV

風洞実験の有無

・有

○無

積雪荷重

垂直積雪量

0.3 m

積雪荷重（水平面）

900 N/m²

積雪の単位荷重（1cm毎）

30 N/m²

多雪区域指定の有無

・有

※無

6

その他の設計条件

最大降雨量

72 mm/h

31 mm/10min

7

設計概要

容積率

基準容積率

200 %

許容容積率

200 %

建ぺい率

基準建ぺい率

60 %

許容建ぺい率

60 %

敷地面積

91,599.21 m²

都市計画道路

・有

○無

今回工事面積（㎡）

既存部分面積（㎡）

合計

（㎡）

919.45

14653.29

15572.74

建ぺい率

17.00 %

延べ面積

919.45（ 919.45）

24571.74（24571.74）

25491.19（25491.19）

容積率

27.83 %

単位：㎡（ ）内は容積対象面積を示す

棟 数

1 棟

新機械棟

用 途

研究所

防火対象物（消防法）

15項

構 造

RC

階数（階）

6

軒 高（m）

1.0

最高高さ（m）

5.3

建築面積（㎡）

919.45

延床面積（㎡）

919.45

容積対象面積（㎡）

919.45

8

施工地域

※一般地域 ・寒冷地

9

別途工事

・

10

工事種目

工事種目

建物名

新機械棟

幹線通路（既設）

機械棟（既設）

第6棟（既設）

第8棟（既設）

屋 外

空気調和設備工事

●

●

●

●

○

機器設備

●

○

●

○

○

ダクト設備

●

○

●

○

○

配管設備

●

●

●

●

○

換気設備工事

●

○

○

○

○

機器設備

●

○

○

○

○

ダクト設備

●

○

○

○

○

排煙設備工事

○

○

○

○

○

機器設備

○

○

○

○

○

ダクト設備

○

○

○

○

○

自動制御設備工事

●

●

●

●

○

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

一般共通事項

※ 本特記仕様書の取扱い方

取扱い方

適用

※ 優先順位

優先順位

※ 用語の定義

用語の定義

※ 諸官庁手続

諸官庁手続

※ 施工図の作成等

施工図の作成等

<

収入印紙

貼 付

工 事 請 負 契 約 書

一 工 事 名 霊長類医科学研究センター機械棟新設工事 一式

二 工事場所 茨城県つくば市八幡台 1 - 1
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医科学研究センター

三 工 期 自 契約締結日
至 令和 1 0 年 3 月 3 1 日

四 請負代金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

五 契約保証金 請負代金の 1 0 分の 1

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書二通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 8 年 月 日

発 注 者 住 所 大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 6 番 8 号
氏 名 契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中 村 祐 輔 印

受 注 者 住 所
氏 名

印

(総則)

- 第一条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成四年法律第五十一号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）及び商法（明治三十二年法律第四十八号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第二条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第三条 受注者は、この契約締結後十営業日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第四条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付。
 - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供。
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証。
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証。
 - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第四項において「保証の額」という。）は、請負代金額の十分の一以上としなければならない。
 - 3 第一項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の十分の一に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第五条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第十三条第二項の規定による検査に合格したもの及び第三十七条第三項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

- 第六条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

- 第七条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

- 第八条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

- 第九条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。

監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、二名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第二項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第十条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
 - 二 主任技術者又は監理技術者
 - 三 専門技術者（建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十六条の二に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第十二条第一項の請求の受理、同条第三項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
 - 4 受注者は、第二項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
 - 5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第十一条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に

報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第十二条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前二項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第十三条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から七日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第二項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から七日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第十四条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前二項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整

備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から七日以内に提出しなければならない。

- 4 監督員は、受注者から第一項又は第二項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から七日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に七日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から七日以内に提出しなければならない。
- 6 第一項、第三項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第十五条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から七日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第二項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第二項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第十六条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第三項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第十七条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第十三条第二項又は第十四条第一項から第三項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第十八条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後十四日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第十九条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第二十条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは

必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第二十一条 受注者は、天候の不良、第二条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第二十二条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第二十三条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から七日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第二十一条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第二十四条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第二十五条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から十二月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認

めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の千分の十五を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から七日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第一項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前二項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から七日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第三項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第一項、第五項又は第六項の請求を行った日又は受けた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

- 第二十六条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第一項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

- 第二十七条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項に

規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第五十一条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第二十八条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第五十一条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前二項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第二十九条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第五十一条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十七条第三項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第六項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - 一 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。

る。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第三十条 発注者は、第八条、第十五条、第十七条から第二十二條まで、第二十五条から第二十七條まで、前条又は第三十三條の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第三十一条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から十四日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第二項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第二項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前五項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第三十二条 受注者は、前条第二項（同条第六項後段の規定により適用される場合を含む。第三項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から四十日以内に

請負代金を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第二項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 甲は、自己の責に帰すべき事由により、第一項の期限内に代金を支払わない場合には、乙に対し、政府契約の支払遅延防止法に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条の規定により計算した額の遅延利息を支払うものとする。

（部分使用）

- 第三十三条 発注者は、第三十一条第四項又は第五項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 発注者は、第一項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

- 第三十四条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第五項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の四以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 3 受注者は、第一項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の二以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。
 - 4 受注者は、前項に中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
 - 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の四（第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第三十六条まで、第四十条及び第四十九条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第二項の規定を準用する。
 - 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の五（第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六）を超えるとときは、受注者は、請負代金額が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第三十七条又は第三十八

条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を総額した場合において、増額後の請負代金が減額前の請負代金以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金の十分の五) 第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六) の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第六項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法に関する法律第八条の規定により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第三十五条 受注者は、前条第五項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第三十六条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

- 第三十七条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分及び工事現場に搬入済みの工事材料（第十三条第二項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の十分の九以内の額について、次項から第七項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中四回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る工事の出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から十四日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 5 受注者は、第三項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。
この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から十四日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第一項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
部分払金の額 $\leq$ 第一項の請負代金相当額 $\times$ $(9 / 10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$
- 7 第五項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第一項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第三十八条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第三十一条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第五項及び第三十二条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第三十二条第一項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第三十二条第一項の請求を受けた日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

$$= \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(第三者による代理受領)

第三十九条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第三十二条（第三十八条において準用する場合を含む。）又は第三十七条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第四十条 受注者は、発注者が第三十四条、第三十七条又は第三十八条において準用される第三十二条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは

必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第四十一条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第一項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第四十二条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年三パーセントの割合で計算した額とする。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第四十三条 第四条第一項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
 - 一 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
 - 二 工事完成債務
 - 三 契約不適合に係る債務
 - 四 解除権
 - 五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第二十八条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第一項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（発注者の解除権）

第四十四条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- 三 第十条第一項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 第四十九条第一項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第一項第一号から第五号までの規定により、この契約が解除された場合において、第

四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第四十五条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第一項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第四十六条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第十九条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が三分の二以上減少したとき。

二 第二十条の規定による工事の施工の中止期間が工期の十分の五（工期の十分の五が六月を超えるとときは、六月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後三月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第四十七条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第一項の場合において、第三十四条（第四十条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第三十七条及び第四十一条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第四十七条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前二条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第一項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第四項前段及び第五項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第四十七条の規定によるときは発注者が定め、前二条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第四項後段、第五項後段及び第六項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第四十八条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第七条若しくは同法第八条の二（同法第八条第一号又は第二号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第七条の二第一項（同法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第七条の二第十八項若しくは第二十一項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六若しくは同法第百九十八条又は独占禁止法第八十九条第一項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第七条の二第十八項又は第二十一項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第四十九条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の百分の十に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第七条又は同法第八条の二（同法第八条第一号若しくは第二号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第七条の二第一項（同法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第七条の二第十八項又は第二十一項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第九十六条の六若しくは同法第百九十八条又は独占禁止法第八十九条第一項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
 - 3 第一項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第五十条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約不適合責任期間等）

- 第五十一条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第三十一条第四項又は第五項（第三十八条においてこれらの規程を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた後、当該目的物に契約不適合を発見した際には、速やかに業者に通知を行い、一年が経過する日まで、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求、又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができる。
- 2 前項に規定する契約不適合に係る請求が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において発注者が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 3 発注者は、第一項の請求等を行ったときは、当該請求の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 4 発注者が第一項又は第二項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第七項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 5 発注者は、第一項又は第二項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第一項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第五十二条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第一項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第五十三条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による中央建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第十二条第三項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第五項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第三項若しくは第五項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第五十四条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第五十五条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第五十六条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

[別添]

[裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

仲 裁 合 意 書

工事名 霊長類医科学研究センター機械棟新設工事 一式

工事場所 茨城県つくば市八幡台 1 - 1
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医科学研究センター

令和 8 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 建設工事紛争審査会

[管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第二十五条の九第一項又は第二項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。]

令和 8 年 月 日

発注者 契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中 村 祐 輔 印

受注者

印

〔裏面〕

仲裁合意書について

(一) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

(二) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あつせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

質 疑 書

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 霊長類医科学研究センター機械棟新設工事 一式

上記件名の調達にかかる質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和8年10月14日（水）17時00分

提出先メールアドレス： 筑波総務課 ando.i@nibn.go.jp
saito.hi@nibn.go.jp

ご担当者連絡先

件名：霊長類医科学研究センター機械棟新設工事 一式

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和8年10月14日（水）17時00分

提出先メールアドレス：筑波総務課 ando.i@nibn.go.jp
saito.hi@nibn.go.jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料
会社履歴書等
- 5 提出部数 各1部
- 6 提出期限 令和8年10月21日（水）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「霊長類医科学研究センター機械棟新設工事 一式」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

_____ 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

入札書

件名 霊長類医科学研究センター機械棟新設工事 一式

金 _____ 円也

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名



契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名 ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額 ¥ _____

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札
します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2) 及び
 (3) の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1：契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2：契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1: 契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」			
(競争参加者)			
住 所	大阪市○○○○○○○○		
氏 名	株式会社 □□□□ 大阪支店		
	代表取締役 △△ △△		
代 理 人	○○	○○	印
「例2: 契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」			
(競争参加者)			
住 所	東京都○○○○○○○○		
氏 名	株式会社 □□□□		
	代表取締役 △△ △△		
復代理人	○○	○○	印

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札書在中

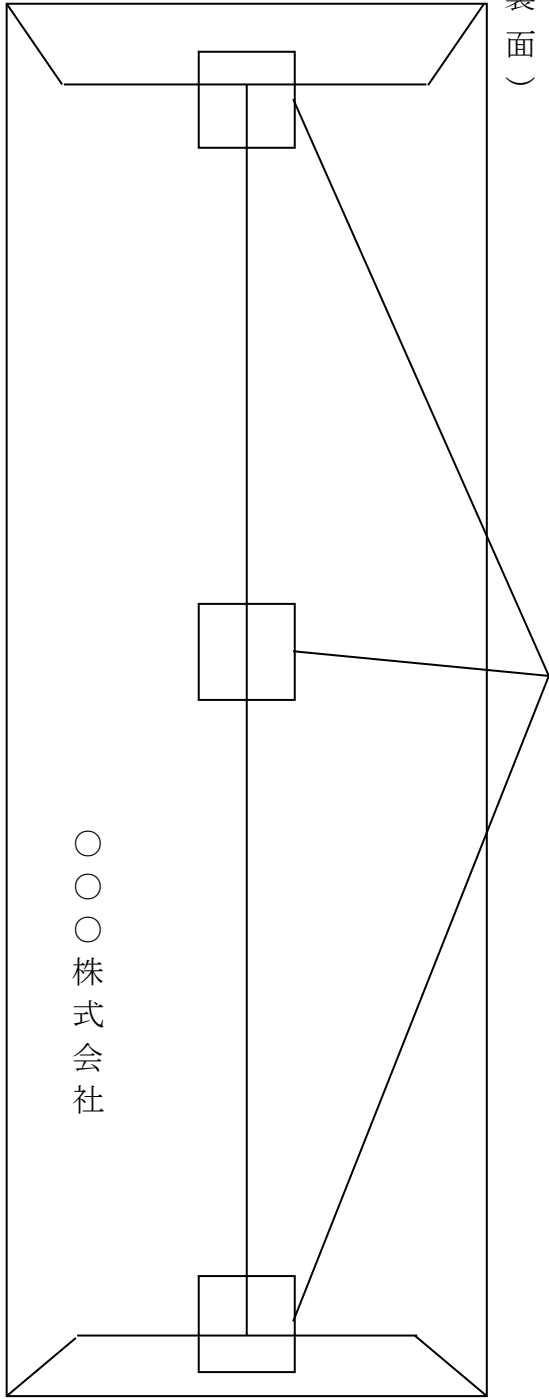
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



〇〇〇株式会社

入札辞退届

件 名：霊長類医科学研究センター機械棟新設工事 一式

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入 札 者

住 所

氏 名(社 名)

委 任 状

私は、を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和8年10月23日開札 件名「霊長類医科学研究センター機械棟新設工事 一式」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代 理 人

氏 名



令和 年 月 日

委 任 者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名



契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

年 間 委 任 状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。（契約の変更、解除に関することを含む）
2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。
【工事契約以外の場合は除く】
（ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。）

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：需長類医科学研究センター機械棟新設工事 一式

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

7305-0843

茨城県つくば市八幡台1-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 長類医科学研究センター

筑波総務課

提出先メールアドレス ando.i@nibn.go.jp

saito.hi@nibn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書：令和8年10月14日（水）17時00分まで

競争参加資格確認関係書類：令和8年10月21日（水）17時00分まで

入札書 : 令和8年10月22日(木) 17時00分まで

開札日の日時 : 令和8年10月23日(金) 10時00分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	霊長類医科学研究センター機械棟新設工事 一式
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に ☒ をお願いいたします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか ☐ 1 特に問題はなかった ☐ 2 期間が短かった (具体的な必要期間:)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に ☒ をお願いいたします。	☐ 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 ☐ 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 ☐ 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務:) ☐ 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 ☐ 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績:) ☐ 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 ☐ 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 ☐ 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 ☐ 9 その他:自由記載
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございます。

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課